タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社滝上第一ハイヤー（法人番号８４５０００２０１２９７３）　代表者斉藤清一	北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線7番地	本社営業所	北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線7番地	R6.11.21	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他２件	令和６年１０月１７日、長期末監査を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）点呼の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）	0	0
2	三和ハイヤー株式会社（法人番号４４３００００１０４８３３０）代表者平島誉久	北海道滝川市滝の川町東４丁目１１５６番地6	本社営業所	北海道滝川市滝の川町東４丁目１１５６番地6	R6.11.22	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２６条の２　他２件	令和６年７月２５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）事故の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２６条の２）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）	0	0
	以下余白									